

羅臼町省エネ設備等普及促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 脱炭素社会の実現に向け、一般家庭で使用する省エネ設備等の買い換え普及促進を図り、家庭からの二酸化炭素排出量を削減し、羅臼町のゼロカーボンシティを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、羅臼町の住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき、本町の外国人登録原票に登録されている者。

(2) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は兼用（併用）住宅は家屋部分とする。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱における補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 罗臼町に住民票を有し、世帯主であること。

(2) 申込予定者が次に掲げる羅臼町に納付義務があるものに対し、滞納が無いこと。

ア 町税

イ 国民健康保険税

ウ 介護保険料

エ 後期高齢者医療保険料

オ 学校給食負担金

カ 町営住宅使用料

キ 土地建物貸付収入

ク 水道使用料

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者。

(4) 破壊活動防止法に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者。

(補助対象設備等)

第4条 この要綱における補助対象設備等は次のとおりとする。

(1) 省エネ給湯器設備

(2) LED照明設備

(3) 冷蔵庫又は冷凍庫

2 前項の補助金の対象となる省エネ等設備等は、別表1に掲げるとおりとする。

3 町の他の補助の給付を受ける（受ける予定を含む。）場合、その対象となる設備は補助金の

交付対象としない。

(販売店の登録等)

第 5 条 補助の対象となる設備等を販売（工事）しようとする者は、羅臼町商工会員であつて、町長の登録を受けたものでなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者（以下「業者」という。）は、羅臼町省エネ設備等普及促進事業登録届（別記様式第 1 号）を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の登録届書を受理したときは、その内容を審査し、隨時、登録業者の決定又は不決定を行い、その結果を羅臼町省エネ設備等普及促進事業登録業者決定通知書（別記様式第 2 号）又は羅臼町省エネ設備等普及促進事業登録業者不決定通知書（別記様式第 3 号）により、業者に通知するものとする。

(補助金の対象経費等)

第 6 条 第 4 条の規定による補助金の対象経費及び補助金の額は、別表 1 に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、羅臼町省エネ設備等普及促進事業補助金交付申請書（別記様式第 4 号）及び申請書に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

2 補助金の交付申請の受付期間は、町長が別に定めるものとする。

(設備等の発注等)

第 8 条 設備等の発注等は第 5 条に規定する販売登録店で発注しなければならない。

(申請の制限)

第 9 条 補助金の交付申請は、第 4 条第 1 項の区分に基づき、同一年度内においては、補助対象設備ごとに生計を同一とする 1 世帯 1 回限りとする。

(補助金の交付決定)

第 10 条 町長は、第 7 条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、隨時、補助金の交付決定又は不交付の決定を行い、その結果を羅臼町省エネ設備等普及促進事業補助金交付決定通知書（別記様式第 6 号）又は羅臼町省エネ設備等普及促進事業補助金不交付決定通知書（別記様式第 7 号）により、申請者に通知するものとする。

(設置等の着手)

第 11 条 申請者は、前条の通知を受ける日より前に補助金の交付を受けようとする省エネ設備等の設置等に着手してはならないものとする。

(交付申請の内容の変更等)

第 12 条 第 10 条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）が、その内容を変更又は中止しようとする場合は、あらかじめ町長に申請し、承認を受けなければならな

い。ただし、申請の内容を変更しようとする場合であって、町長が軽微と認めたときは、この限りではない。

2 申請の内容を変更又は中止しようとする場合は、羅臼町省エネ設備等普及促進事業補助金変更（中止）承認申請書（別記様式第8号）及びその他町長が必要と認める書類を提出しなければならないものとする。

3 町長は、第1項の規定により申請があった場合において、変更又は中止の承認を決定したときは、その旨を、羅臼町省エネ設備等普及促進事業補助金変更（中止）承認通知書（別記様式第9号）により、当該交付対象者に通知するものとする。

（完了報告）

第13条 交付対象者は、補助対象設備等設置工事等の完了後、速やかに、羅臼町省エネ設備等普及促進事業補助金実績報告書（別記様式第10号）を提出しなければならない。

（適正管理義務）

第14条 この要綱による補助を受けて対象設備等を設置した者は、対象設備等の適正な維持管理に努めなければならない。

（検査）

第15条 町長は、この要綱による補助に関し必要があると認めるときは、補助を受けて省エネ設備等を設置した者から報告を求め、又は検査を実施できるものとする。

（交付額の決定）

第16条 町長は、第13条の規定により完了報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を、羅臼町省エネ設備等普及促進事業補助金交付額確定通知書（別記様式第11号）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第17条 交付対象者は、前条の通知を受けた後、速やかに、羅臼町省エネ設備等普及促進事業補助金請求書（別記様式第12号）を町長に提出しなければならない。

（補助金交付決定の取消し）

第18条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1）虚偽の申請や他の不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- （2）補助金をその用途以外の目的に使用したとき。
- （3）その他、この要綱の規定に違反したと町長が認めるとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをした場合、当該交付対象者に、その理由を通知するものとする。

（補助金の返還）

第 19 条 町長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、支払期限を定めて、当該交付対象者に、その返還を命じるものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 26 日から施行する。